日常生活用具給付品目 · 対象要件等一覧

種	常生活用具給付品目 品目	対象要件	基準単価	再給付	備考
目				制限期間	
介	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の	円	8年	
護		者で, 18歳以上のもの	154, 000		
•		難病等に罹患しており、寝たきり			
訓		の状態にあるもの			
練	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害2級以	19, 600	5年	
支		上又は療育手帳A以上の者で、原			
援		則として3歳以上のもの			
用		難病等に罹患しており, 寝たきり			
具		の状態にあるもの			
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者	67, 000	5年	
		(常時介護を要する者に限る。)			
		で,原則として学齢児以上のもの			
		 難病等に罹患しており,自力で排			
		尿できないもの			
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の	82, 400	5年	
		 者(入浴に介護を要する者に限			
		 る。)で,原則として3歳以上のも			
		の			
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の	15, 000	5年	
		 者(下着交換等に当たって家族等			
		 他人の介助を要する者に限る。)			
		 で,原則として学齢児以上のもの			
		難病等に罹患しており, 寝たきり			
		の状態にあるもの			
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の	159, 000	4年	
		者で,原則として3歳以上のもの	ŕ	·	
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の	33, 100	5年	
		児童で、原則として3歳以上のも	ŕ	·	
		o			
	訓練用ベッド(児の	下肢又は体幹機能障害2級以上の	159, 200	8年	
	み)	児童で、原則として学齢児以上の		- 1	
		もの			
		10 */	1		

	入浴補助用具		 下肢又は体幹機能障害の者(入浴	90, 000	8年	
Ĭ.			に介助を要する者に限る。)で,			
Ė			原則として3歳以上のもの			
舌			難病等に罹患しており、入浴に介			
Ź			助を要するもの			
受	便器		下肢又は体幹機能障害2級以上の	9, 850	8年	
月			者で,原則として学齢児以上のも			
Į			Ø			
			難病等に罹患しており,常時介護			
			を要するもの			
Ę	頭部保	スポンジ及	身体障害者手帳, 療育手帳又は精	15, 200	3年	基準単価は、オーダーメ
	護帽	び革が主材	神障害者保健福祉手帳所持者で、			イドによる製品に適用す
		料のもの	てんかん発作等による転倒の危			るものとし、レディメイ
		スポンジ, 革	険性が高いもの	36, 750		ドによる製品について
		及びプラス				は、基準単価欄の額の
		チックが主				80%の範囲内の額とす
-		材料のもの				る。
7	[字	木材でニス	平衡機能又は下肢若しくは体幹	2,000	3年	夜光材付とした場合は,
}	状・棒	塗装したも	機能障害の者(家庭内の移動等に			410円(全面夜光材付とし
)	状のつ	の	おいて介助を必要とする者に限			た場合は1,200円)増とす
ļ	え		る。)で、原則として3歳以上のも			る
		軽金属で塗	Ø	3,000		外装に白色又は黄色ラッ
		装なしのも				カーを使用した場合は,
-		の				260円増とする
Ź	移動・種	多乗支援用具		60, 000	8年	
ţ	特殊便器		上肢機能障害2級以上又は療育手	151, 200	8年	
			帳A以上の者(訓練を行っても自			
			ら排便後の処理が困難な者に限			
			る。)で,原則として学齢児以上			
			のもの			
ļ	火災警	報器	身体障害2級以上又は療育手帳A	15, 500	8年	ただし、1世帯につき2台
			以上の者で,火災発生の感知及び			を限度とする。
	自動消	——— 火器	避難が著しく困難なもの(当該者	30, 900	8年	
			の世帯が単身世帯及びこれに準			
			ずる世帯である場合に限る。)			

	 電磁調理器	 視覚障害2級以上の者(盲人のみ	41 000	6年	
	电似响性部	祝見障害2級以上の有(自人のみ の世帯又はこれに準ずる世帯の	41, 000	0+	
		者に限る。)又は重度の知的障害			
		有に減る。/又は重度の知的障害 			
			7,000	10年	
		視覚障害2級以上の者で,原則と	7, 000	10年	
		して学齢児以上のもの 歴学院実際の表(歴学院生来の	07 400	10/7:	
		聴覚障害2級の者(聴覚障害者の	87, 400	10年	
	信号装置	みの世帯又はこれに準ずる世帯			
		で日常生活上給付の必要がある			
	7. LC \ \ \ \ \ \ \ \	と認められる者に限る。)	5.1 5 0.0	= F=	
	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上の者(自	51, 500	5年	
宅		己連続携行式腹膜かん流法によ			
療		る透析療法を行う者に限る。)で,			
養		原則として3歳以上のもの			
等	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程	36, 000	5年	
支	電気式たん吸引器	度の身体障害者であって必要と	56, 400	5年	
援		認められるもので、原則として学			
用		齢児以上のもの			
具	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法	17, 000	10年	
		を行う者			
	盲人用体温計(音声	視覚障害2級以上の者で,原則と	9, 000	5年	
	式)	して学齢児以上のもの(盲人のみ			
	盲人用体重計	の世帯又はこれに準ずる世帯の	18, 000	5年	
		者に限る。)			
	動脈血中酸素飽和	難病等に罹患しており、人口呼吸	157, 500	5年	呼吸状態を継続的にモニ
	度測定器(パルスオ	器の装着が必要なもの			タリングすることが可能
	キシメーター)				な機能を有し難病患者が
					容易に使用し得るもの
情	携帯用会話補助装	音声言語機能障害者又は肢体不	98, 800	5年	
報	置	自由者(発声・発語に著しい障害			
		を有する者に限る。)で、原則と			
意		して学齢児以上のもの			
思	 情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障	100, 000	10年	
疎	*	害2級以上のもの			

通	占字デ	ィフ	パプレイ	 視覚障害及び聴覚障害の重度重	383, 500	6年	
支			. , , ,	複障害者(原則として視覚障害2	000,000	0 1	
援				級以上かつ聴覚障害2級)			
用	 点字器	樗	39マス	視覚障害者	10, 400	 7年	
具	₩ 1 4b		52、/\ 18行両		10, 400		
~			面書真				
		±.	量点 輸版製				
			32マス		6, 600		
			18行両		0, 000		
			面書プ				
			ラスチ				
			ック製				
		堆	32マス4		7, 200	5年	
			行片面		1,200	0-	
			書アル				
		713	ミニウ				
			ム製				
			32マス		1, 650		
			12行片		1, 000		
			面書プ				
			ラスチ				
			ック製				
	点字タ	イフ		視覚障害2級以上の者で,原則と	63, 100	5年	
	_			して就労若しくは就学している	,	·	
				もの又は就労が見込まれるもの			
	視覚障害	害者	ナポータ	視覚障害2級以上の者で,原則と	85, 000	6年	
	ブルレ	コー		して学齢児以上のもの			
	視覚障害	害者	· 用活字		99, 800	6年	
	文書読	上け	「装置				
				視覚障害者で本装置により文字	198, 000	8年	
	読書器			 等を読むことが可能になるもの			
				で,原則として学齢児以上のもの			
	1						l .

盲人用時	触読	視覚障害2級以上の者(音声時計	10, 300	10年	
計	音声	にあっては,手指の触覚に障害が	13, 300		
		ある等により触読式時計使用が			
		困難な者を原則とする。)			
聴覚障害者	針用通信	聴覚障害者又は発声発語に著し	71, 000	5年	
装置		い障害を有する者(コミュニケー			
		ション, 緊急連絡等の手段として			
		給付の必要があると認められる			
		者に限る。)で、原則として学齢			
		児以上のもの			
聴覚障害者		聴覚障害者で本装置によりテレ	88, 900	6年	
受信装置	1	ビの視聴が可能になるもの			
人工喉頭	笛式	喉頭摘出をしたもの	5, 000	4年	気管カニューレ付とした
					場合は,3,100円増とす
					る。
	電動式		70, 100	5年	
福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な1・2級の身	83, 300		
		体障害者			
ファックス	ス(貸与)	聴覚又は音声言語機能障害2・3級	7, 700		
視覚障害者	香用ワー	視覚障害者	1, 030, 000		
ドプロセッ	ッサー(共				
同利用)					
点字図書		主に、情報の入手を点字によって	厚生労働		
		いる視覚障害者	大臣が必		
			要と認め		
			た額		
点字新聞	_		20, 000		
ストマ用	蓄便袋	ストマ造設者	8, 900	1月	
装具	蓄尿袋		11, 700		
紙おむつ		次のいずれかに該当するもの	12, 000	1月	
		ア ストマの変形若しくはスト			
		マ周辺の著しいびらんのため			
		ストマ用装具を装着すること			
		ができないもの			
		 イ 二分脊椎による排便機能障			

				害若しくは排尿障害のあるものの コネス (1) 3歳以上で脳性麻痺等脳原性 運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な			
	-	男性用		もの 高度の排尿機能障害を有する者	7, 700	1月	
	尿		簡易型		5, 700		
	器	女性用	普通型		8, 500		
			簡易型		5, 900		
居宅	生活	5動作補	助用具	下肢,体幹機能障害又は乳幼児期	200, 000	1回に限	介護保険法の規定による
(給付	寸に	係る工事	事等を含	以前の非進行性の脳病変による		る。	居宅介護住宅改修費の支
む。	·)			運動機能障害(移動機能障害に限			給を受けられないものに
				る。)を有する者で,障害等級3級			限る。
				以上のもの(ただし,特殊便器へ			
				の取替えをする場合は,上肢機能			
				障害2級以上の者に限る。)			

[※] 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフト等をいう。